

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

指導基準

—令和7年4月1日適用—

<根拠法令等>

「法」＝「介護保険法（平成9年法律第123号）」

「法施行規則」＝「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」

「基準条例」＝「東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年3月25日条例第4号）」

「平18厚告126号」＝「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）」

「平24厚告113号」＝「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年3月13日厚生労働省告示第113号）」

「利用者等告示」＝「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）」

「大臣基準告示」＝「厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）」

「施設基準」＝「厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）」

「老企第41号」＝「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）」

「平13老振発第18号」＝「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）」

「解釈通知」＝「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）」

「留意事項通知」＝「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発0331005号・老振発0331005号・老老発0331018号）」

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
第1 基本方針等 1 基本方針	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとなっているか。	法第8条第15項 法78条の3第1項 基準条例第5条 解釈通知第3の一の1の(1)	・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>基本方針に定める援助等を行うため、次に掲げるサービスを提供するものとなっているか。</p> <p>※1の事業所は1の事務所であることが原則であるが、地域の実情に応じて、一体的なサービス提供の単位として、本体となる事務所と別の事務所（以下「サテライト拠点」という。）を併せて指定を行うことは差し支えない。</p> <p>(1) 定期巡回サービス 訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話 ※訪問介護員等とは、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修課程修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者、保健師、看護師、准看護師をいう。 ①原則として1日複数回の訪問を行っているか。 ※利用者の心身の状況等に応じ訪問を行わない日があることを必ずしも妨げない。 ②訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定しているか。</p> <p>(2) 随時対応サービス あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士をいう。）による対応の要否等を判断するサービス ①利用者の家族等からの在宅介護における相談等にも適切に対応しているか。 ②随時の訪問の必要性が同一時間帯に頻回に生じる場合には、利用者の心身の状況を適切に把握し、定期巡回サービスに組み替える等の対応を行っているか。 ③通報の内容によっては、必要に応じて看護師等からの助言を得る等、利用者の生活に支障がないよう努めているか。</p> <p>(3) 随時訪問サービス 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき訪問介護員等が利用者の居宅を訪問し行う日常生活上の世話 ①随時の通報があつてから、概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めているか。 ②同時に複数の利用者に対して随時の訪問の必要性が生じた場合の対応方法について予め定めているか。 ③緊急性の高い利用者を優先して訪問する場合があり得ること等について、利用者に対する説明を行う等予めサービス内容について理解を得ているか。</p>	<p>基準条例第6条第1号 解釈通知第3の一の1の(2)の①、⑥ 平成24年厚生労働省令第25号「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」附則第2条 平成24年3月28日老振発0328第9号「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」</p> <p>基準条例第6条第2号 解釈通知第3の一の1の(2)の②</p> <p>基準条例第6条第3号 解釈通知第3の一の1の(2)の③</p>	・業務日誌 ・運営規程

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>(4) 訪問看護サービス(連携型を除く) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助 ①医師の指示に基づき実施されているか。 ②定期的に行うもの及び随時行うもののいずれも含まれるものであるか。 ※指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が指定訪問介護、指定訪問看護及び指定夜間対応型訪問介護に係る指定を併せて受けることは差し支えない。</p>	<p>基準条例第6条第4号 解釈通知第3の一の1の(2)の④、⑤</p>	<p>・業務日誌 ・運営規程</p>
<p>第2 人員に関する基準 1 オペレーター</p>	<p>(1) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯(以下「提供時間帯」という。)を通じて1以上確保されるために必要な数以上配置しているか。 ※オペレーターは、提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。 ※午後6時から午前8時までの時間帯については、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合、事業所以外(自宅等)で勤務することができる。 ※サテライト拠点を有する事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて常時1以上のオペレーターが配置されていれば基準を満たす。なお、サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。</p> <p>(2) 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、又は介護支援専門員(以下、「看護師、介護福祉士等」という。)のいずれかの資格を有しているか。 ※ただし、当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として1年以上(介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者)にあっては、3年以上)従事した者をオペレーターとして充てることができる。 ※1年以上(3年以上)従事とは単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用されていた期間を通算したものであること。</p> <p>(3) オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等を配置しているか。 ※同一敷地内の指定訪問介護事業所及び指定訪問看護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務については、オペレーターと同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるため、これらの職務に従事していた場合も、常勤の職員として取り扱うことができる。</p> <p>(4) オペレーターは専らその職務に従事しているか。 ※利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス、随時訪問サービス、訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 ※当該オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅においてサービスの提供を行ったときであっても、当該オペレーターが利用者からの通報を受けられることができる体制を確保している場合は、当該時間帯におけるオペレーターの配置要件を併せて満たす。</p>	<p>基準条例第7条第1項第1号 解釈通知第3の一の2の(1)の①ロ</p> <p>基準条例第7条第2項 解釈通知第3の一の2の(1)の①イ 平24厚告第113号第1号 平成30年3月22日厚生労働省告示第79号「厚生労働大臣が定める特に業務に従事した経験が必要な者」</p> <p>基準条例第7条第3項 解釈通知第3の一の2の(1)の①ニ</p> <p>基準条例第7条第4項 解釈通知第3の一の2の(1)の①ハ</p>	<p>・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>(5) 事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないと認められる場合に、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。この場合、当該職員はオペレーターの要件を満たしているか。</p> <p>①指定短期入所生活介護事業所 ②指定短期入所療養介護事業所 ③指定特定施設 ④指定小規模多機能型居宅介護事業所 ⑤指定認知症対応型共同生活介護事業所 ⑥指定地域密着型特定施設 ⑦指定地域密着型介護老人福祉施設 ⑧指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 ⑨指定介護老人福祉施設 ⑩介護老人保健施設 ⑪介護医療院</p> <p>※オペレーターの業務を行う時間帯について、当該施設等に勤務しているものとして取扱うことができる。ただし、当該職員が定期巡回サービス、随時訪問サービス又は訪問看護サービスに従事する場合は、当該勤務時間を当該施設等の勤務時間には算入できないため、当該施設等における最低基準（当該勤務を行うことが介護報酬における加算の評価対象となっている場合は、当該加算要件）を超えて配置している職員に限られる。</p>	<p>基準条例第7条第5項 解釈通知第3の一の2(1)の①へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証
<p>2 定期巡回サービスを行う訪問介護員等</p>	<p>交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上配置しているか。</p> <p>※サービス利用状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保するものとする。 ※随時訪問サービスを行う訪問介護員等やオペレーターが兼務することができる。 ※結果として定期巡回サービスが存在しない時間帯が存在する場合、当該時間帯に配置しないことも可能。</p>	<p>基準条例第7条第1項第2号 解釈通知第3の一の2の(1)の②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証
<p>3 随時訪問サービスを行う訪問介護員等</p>	<p>(1) 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上配置しているか。 ※午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、事業所以外（自宅等）で勤務することができる。</p> <p>(2) 専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者であるか。 ※利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス又は同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 ※サテライト拠点有する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては、本体となる事務所及びサテライト拠点のいずれかにおいて、事業所として必要とされる随時訪問サービスを行う訪問介護員等が配置されていれば基準を満たす。</p> <p>(3) 利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がない場合、オペレーターは随時訪問サービスに従事できるとともに、随時訪問介護サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。この場合、「利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合」として、ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができるとともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合となっているか。</p>	<p>基準条例第7条第1項第3号 解釈通知第3の一の2の(1)の③イ</p> <p>基準条例第7条第6項 解釈通知第3の一の2(1)③イ</p> <p>基準条例第7条第7項・第8項 解釈通知第3の一の2(1)の①ホ、③イ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
<p>4 訪問看護サービスを行う看護師等</p> <p>※連携型を除く</p>	<p>(1) 看護職員(保健師、看護師又は准看護師)を、常勤換算方法で2.5以上配置しているか。 ※利用者の処遇に支障がないと認められる場合、当該事業所のオペレーター、定期巡回サービスや随時訪問サービスを行う訪問介護員等を兼務することができる。 ※定期巡回サービスや随時訪問サービスを行う訪問介護員等として兼務する場合は、あくまでも訪問介護員等としての配置であるため、診療補助や療養上の世話などの業務はできない。 ※常勤換算2.5以上は、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、サービス利用状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。 ※勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員についての勤務延時間数の算定 ・勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員によるサービス提供の実績がある事業所における当該看護職員1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の当該看護職員の前年度の週当たりの平均稼働時間(サービス提供時間及び移動時間)とすること。 ・勤務日及び勤務時間が不定期な看護職員によるサービス提供の実績がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のため上記方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でない と認められる事業所については、当該看護職員が確実に勤務できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務延時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となること。 ※サテライト拠点があるときは、常勤換算を行う際の看護職員の勤務延時間数に、当該サテライト拠点における勤務延時間数も含めるものとする。 ※事業所の看護職員が、オペレーターとして従事するとき及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行うときの勤務時間については、常勤換算を行う際の訪問看護サービスの看護職員の勤務時間数として算入して差し支えないこと。ただし、訪問介護員等として定期巡回サービス及び随時訪問サービスを行うときの勤務時間については、当該常勤換算を行う際に算入できないものであること。(当該勤務時間と訪問看護サービスを行う勤務時間を合算した時間数が、常勤の職員が勤務すべき時間数となる場合は、当該看護職員を常勤職員として取扱うこと。)</p> <p>(2) 事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の事業が同じ場所で一体的に運営されている場合は、常勤換算方法で2.5以上配置されていることで、双方の基準を満たしているか。 ※指定複合型サービス事業者の指定を併せて受け、一体的に運営する場合は、さらに常勤換算方法で2.5以上の看護職員の配置が必要であることに留意すること。</p> <p>(3) 看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師であるか。</p> <p>(4) 看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保されているか。</p> <p>(5) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を事業所の実績に応じた適当数を配置しているか。 ※配置しないことも可能である。</p>	<p>基準条例第7条第1項第4号イ 解釈通知第3の一の2の(1)の③ロ、④イからニまで 平成24年3月28日老振発0328第9号「介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係)」</p> <p>基準条例第7条第12項 解釈通知第3の一の2(1)の④ホ</p> <p>基準条例第7条第9項 解釈通知第3の一の2の(1)の④ハ</p> <p>基準条例第7条第10項 解釈通知第3の一の2の(1)の④ト</p> <p>基準条例第7条第1項第4号ロ 解釈通知第3の一の2の(1)の④チ</p>	<p>・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
5 計画作成責任者	<p>事業所ごとに、従業者であって、看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下「計画作成責任者」という。）としているか。</p> <p>※オペレーターの要件として認められているサービス提供責任者として3年以上従事した者（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者）が看護師、介護福祉士等の資格を有しない場合、計画作成責任者としては認められないことに留意すること。</p> <p>※利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできる。</p>	<p>基準条例第7条第11項 解釈通知第3の一の2の(1)の⑤</p>	<p>・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証</p>
6 管理者	<p>事業所ごとに、専ら当該事業所の管理業務に従事する常勤の管理者を配置しているか。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。なお、管理者はオペレーター、訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等である必要はない。</p> <p>①当該事業所のオペレーター、定期巡回サービスや随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等又は計画作成担当者の職務に従事する場合 ②当該事業者が指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者又は指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、それぞれの事業が一体的に運営されている場合の当該併設事業所の職務に従事する場合 ③同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>※管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設の看護・介護職員と兼務する場合（勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、緊急時に管理者自身が速やかに事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合は管理者の業務に支障があると考えられる。</p>	<p>基準条例第8条 解釈通知第3の一の2の(2)</p>	<p>・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表/タイムカード</p>
第3 設備に関する基準 1 設備及び備品等	<p>(1) 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>※間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。また、事業所が健康保険法による指定訪問看護の指定を受けている場合には当該事務室を共用することは差し支えない。</p> <p>※利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペースが確保されているか。</p> <p>※手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。</p>	<p>基準条例第9条第1項 解釈通知第3の一の3の(1)から(3)まで</p>	<p>・平面図 ・設備、備品台帳 ・手指消毒設備</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>(2) 利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させているか。</p> <p>①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ②随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等</p> <p>※①の機器については、利用者の心身の状況等の情報を蓄積し利用者からの通報を受信した際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければならない。ただし、サーバー等の機器は、事業所に設置されていなくてもよく、利用者のケース記録等が、日々の申し送り等により随時更新され、事業所内で一元的に管理できる場合は、情報の蓄積は紙媒体も含まれる。</p> <p>※②の機器については、地域を巡回するオペレーターが携帯することもできる。(携帯電話等であっても差し支えない。)</p> <p>(3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者に対して、オペレーターに通報できる端末機器(ケアコール端末)を配布しているか。</p> <p>※ケアコール端末は、ボタンを押す等により、簡単にオペレーターに通報できるものでなければならない。ただし、利用者の心身の状況によって、適切に随時通報が行える場合は、携帯電話等やケアコール端末を配布せず、利用者の一般家庭用電話や携帯電話を利用することも差し支えない。</p> <p>※ケアコール端末は、オペレーターからの通報を受信する機能や、テレビ電話等、利用者とオペレーターが画面上でお互いの状況を話し合いながら対話できるもの等を活用し、利用者が安心して在宅生活を送ることに資するものであることが望ましい。</p> <p>(4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業が指定夜間対応型訪問介護の事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定夜間対応型訪問介護の設備基準を満たしているか。</p> <p>※指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受ける場合は、随時対応サービスの提供に必要な設備を双方の事業で共用することができる。</p>	<p>基準条例第9条第2項 解釈通知第3の一の3の(4)、(5)</p> <p>基準条例第9条第3項 解釈通知第3の一の3の(6)、(7)</p> <p>基準条例第9条第4項 解釈通知第3の一の3の(8)</p>	<p>・設備、備品台帳</p>
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進</p>	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めているか。</p>	<p>基準条例第3条第4項 解釈通知第3の一の4の(1)</p>	
<p>2 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 重要事項を記した文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p>①運営規程の概要 ②定期巡回・随時対応型訪問介護従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤第三者評価の実施状況(実施の有無、直近の実施年月日、評価機関の名称、評価結果の開示状況) ⑥その他</p>	<p>基準条例第10条第1項 解釈通知第3の一の4の(2)の①</p> <p>解釈通知第3の一の4の(2)の①</p>	<p>・運営規程 ・重要事項説明文書 ・利用契約書</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>(3) 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の場合、指定訪問看護事業所との連携の内容や、他の指定訪問介護事業所又は指定夜間訪問介護事業所に事業の一部委託を行う場合の委託業務の内容、他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と一体的に随時対応サービスを行う場合の事業所間の連携の内容等について十分な説明を行っているか。</p>	<p>解釈通知第3の一の4の(2)の②</p>	<p>・運営規程 ・重要事項説明書</p>
	<p>(4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、(1)による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供しているか。</p>	<p>基準条例第10条第2項から第6項まで</p>	<p>・電磁的方法により提供等した関係書類等</p>
<p>3 提供拒否の禁止</p>	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではいないか。 (正当な理由) ・当該事業所の現員からは利用申込に応じ切れない場合 ・利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合 ・その他利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難な場合</p>	<p>基準条例第11条 解釈通知第3の一の4の(3)</p>	<p>・利用申込受付簿</p>
<p>4 サービス提供困難時の対応</p>	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>基準条例第12条 解釈通知第3の一の4の(4)</p>	<p>・サービス提供依頼書</p>
<p>5 受給資格等の確認</p>	<p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証にて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するよう努めているか。</p>	<p>基準条例第13条第1項 解釈通知第3の一の4の(5)の①</p> <p>基準条例第13条第2項 解釈通知第3の一の4の(5)の②</p>	<p>・介護保険番号、有効期限等確認している記録等</p>
<p>6 要介護認定の申請に係る援助</p>	<p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者については当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>基準条例第14条第1項 解釈通知第3の一の4の(6)の①</p> <p>基準条例第14条第2項 解釈通知第3の一の4の(6)の②</p>	<p>・利用者に関する記録</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
7 心身の状況等の把握	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	基準条例第15条	・サービス担当者会議の記録
8 指定居宅介護支援事業者等との連携	(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	基準条例第16条第1項 解釈通知第3の一の4の(7)	・サービス担当者会議の記録
	(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	基準条例第16条第2項 解釈通知第3の一の4の(7)	
9 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が法施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	基準条例第17条 解釈通知第3の一の4の(8)	・利用者の届出控等 ・居宅サービス計画書(1)(2)
10 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しているか。	基準条例第18条 解釈通知第3の一の4の(9)	・居宅サービス計画書 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・サービス提供票
11 居宅サービス計画の変更の援助	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	基準条例第19条 解釈通知第3の一の4の(10)	・居宅サービス計画書 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・サービス提供票 ・利用者に関する記録
12 身分を証する書類の携行	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	基準条例第20条 解釈通知第3の一の4の(11)	・身分証明書

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
13 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p>	<p>基準条例第21条第1項 解釈通知第3の一の4の(12) の①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供票 ・ サービス提供票別表 ・ サービス提供記録 ・ 業務日誌
	<p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか</p>	<p>基準条例第21条第2項 解釈通知第3の一の4の(12) の②</p>	
14 利用料等の受領	<p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。</p>	<p>基準条例第22条第1項 解釈通知第3の一の4の(13) の①</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書 ・ 領収書
	<p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p>	<p>基準条例第22条第2項 解釈通知第3の一の4の(13) の②</p>	
	<p>(3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けていないか。 ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合以外の交通費の額 ② 利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用 ※利用者宅から事業所への通報に係る通信料(電話料金)については、利用者が負担すべきものとなる。</p>	<p>基準条例第22条第3項 解釈通知第3の一の4の(13) の③、⑤</p>	
	<p>(4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(1)、(2)の利用料及び通常の事業の実施地域以外の地域において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合の交通費の支払を受けるに当たっては、予め、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。</p>	<p>基準条例第22条第4項 解釈通知第3の一の4の(13) の④</p>	
	<p>(5) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該利用者に対し、法施行規則第65条の5において準用する第65条の規定で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p>	<p>法第42条の2第9項準用(第41条第8項)</p>	
	<p>(6) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法第42条の2第9項において準用する法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、支払を受けた額のうち、保険給付対象額(1割、2割又は3割負担)とその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	<p>法施行規則第65条の5準用(第65条)</p>	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
15 保険給付の請求のための証明書の交付	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に掛かる利用料の支払を受けた場合、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。	基準条例第23条 解釈通知第3の一の4の(14)	・サービス提供証明書控
16 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本的取扱方針	(1) 定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために、その目標を設定し、計画的に行っているか。	基準条例第24条第1項	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書
	(2) 随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしているか。	基準条例第24条第1項	
	(3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。	基準条例第24条第2項 解釈通知第3の一の4の(15)の①	・自己評価の結果 ・外部評価の結果
17 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針	(1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っているか。	基準条例第25条第1号	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・相談援助等に関する記録
	(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。	基準条例第25条第2号 解釈通知第3の一の4の(15)の②	
	(3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っているか。	基準条例第25条第3号	
	(4) 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行っているか。	基準条例第25条第4号 解釈通知第3の一の4の(15)の③	
	(5) 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切に指導等を行っているか。	基準条例第25条第5号 解釈通知第3の一の4の(15)の④	
	(6) 医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行っていないか。	基準条例第25条第6号 解釈通知第3の一の4の(15)の④	
	(7) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	基準条例第25条第7号	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。</p>	<p>基準条例第25条第8号 解釈通知第3の一の4の(15)の⑤</p>	<p>・(身体的拘束等がある場合)身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>・研修に関する記録</p> <p>・合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法を定めた文書</p>
	<p>(9) (8)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織としてこれらの要件の確認等を極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておく必要がある。</p>	<p>基準条例第25条第9号 解釈通知第3の一の4の(15)の⑤</p>	
	<p>(10) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行っているか。</p>	<p>基準条例第25条第10号 解釈通知第3の一の4の(15)の⑥</p>	
	<p>(11) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付しているか。</p>	<p>基準条例第25条第11号 解釈通知第3の一の4の(15)の⑦</p>	
<p>18 主治の医師との関係 ※連携型を除く</p>	<p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしているか。</p>	<p>基準条例第26条第1項 解釈通知第3の一の4の(16)の①</p>	<p>・指示書 ・訪問看護報告書</p>
	<p>(2) 訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。</p>	<p>基準条例第26条第2項 解釈通知第3の一の4の(16)の②</p>	
	<p>(3) 主治の医師に定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画(訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。)及び訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に際し主治の医師との密接な連携を図っているか。</p>	<p>基準条例第26条第3項 解釈通知第3の一の4の(16)の③、④</p>	
	<p>(4) 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、(2)(3)による文書に代わって診療記録に記載される場合、診療録及び看護記録等の診療記録は適切に記録されているか。</p>	<p>基準条例第26条第4項 解釈通知第3の一の4の(16)の⑤</p>	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
19 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成	<p>(1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しているか。</p> <p>※定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、利用者の心身の状況を把握・分析し、解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。</p>	<p>基準条例第27条第1項 解釈通知第3の一の4の(17) の①</p>	<p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・訪問看護報告書 ・居宅サービス計画書 ・アセスメントシート ・モニタリングシート</p>
	<p>(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、居宅サービス計画に定められた日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を担当の介護支援専門員に提出しているか。</p>	<p>基準条例第27条第2項 解釈通知第3の一の4の(17) の②</p>	
	<p>(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメントの結果を踏まえ、作成しているか。</p> <p>※概ね1月に1回程度行われることが望ましいが、保健師、看護師又は准看護師の意見や利用者の心身の状況等を踏まえ、適切な頻度で実施すること。なお、訪問看護サービス利用者に対する定期的なアセスメント及びモニタリングは、日々の訪問看護サービス提供時に併せて行うことで足りる。</p> <p>※アセスメント及びモニタリングを担当する保健師、看護師又は准看護師は、当該事業者が実施する他の事業に従事する者により行われることも差し支えない。(なお、この場合におけるアセスメント及びモニタリングに従事した時間については当該他の事業における勤務時間とはみなされない。)</p>	<p>基準条例第27条第3項 解釈通知第3の一の4の(17) の③</p>	
	<p>(4) (連携型を除く)訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、計画作成責任者は、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を加えて記載しているか。</p>	<p>基準条例第27条第4項 解釈通知第3の一の4の(17) の④</p>	
	<p>(5) (連携型を除く)(4)の記載に際し、計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、必要な助言、指導等の必要な管理を行っているか。また、(6)の説明の際には、計画作成責任者に対し必要な協力を行っているか。</p>	<p>基準条例第27条第5項 解釈通知第3の一の4の(17) の④</p>	
	<p>(6) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容(目標、内容、実施状況及び評価)について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p>	<p>基準条例第27条第6項 解釈通知第3の一の4の(17) の⑤</p>	
	<p>(7) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該介護看護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>※事業所が保険医療機関である場合は、主治医への定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提出は、診療記録への記載をもって代えることができるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の交付については「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第55号)に定める計画書を参考に事業所ごとに定める様式で差し支えない。</p>	<p>基準条例第27条第7項 解釈通知第3の一の4の(17) の⑥、⑦</p>	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>(8) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、実施状況の把握を行い、必要に応じて介護看護計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) 計画作成責任者は、従業者の行うサービスが定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。</p> <p>(10) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行う際も(1)から(7)に準じて取り扱っているか。</p> <p>(11) (連携型を除く)訪問看護サービスを行う看護師等(准看護師を除く。)は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。 ※当該報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に提出した当該計画の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えない。</p> <p>(12) (連携型を除く)常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。</p> <p>(13) (連携型を除く)訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しているか。</p> <p>(14) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の提供の求めがあった際には、当該介護看護計画を提供することに協力するよう努めているか。</p>	<p>基準条例第27条第8項</p> <p>解釈通知第3の一の4の(17)の⑧</p> <p>基準条例第27条第9項</p> <p>基準条例第27条第10項 解釈通知第3の一の4の(17)の⑨</p> <p>基準条例第27条第11項 解釈通知第3の一の4の(17)の⑩</p> <p>基準条例第27条第12項 解釈通知第3の一の4の(17)の⑪</p> <p>解釈通知第3の一の4の(17)の⑫</p>	<p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書</p> <p>・訪問看護報告書</p> <p>・居宅サービス計画書</p> <p>・アセスメントシート</p> <p>・モニタリングシート</p>
<p>20 同居家族に対するサービス提供の禁止</p>	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)の提供をさせていないか。</p>	<p>基準条例第28条</p>	<p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書</p>
<p>21 利用者に関する区への通知</p>	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合、偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。</p>	<p>基準条例第29条 解釈通知第3の一の4の(18)</p>	<p>・区に通知した記録</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
22 緊急時等の対応	(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	基準条例第30条第1項 解釈通知第3の1の4の(19)	・ 運営規程 ・ 緊急時対応マニュアル ・ サービス提供記録
	(2) (1)の従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っているか。	基準条例第30条第2項 解釈通知第3の1の4の(19)	
23 管理者等の責務	(1) 管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者の管理及び指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	基準条例第31条第1項 解釈通知第3の1の4の(20)	・ 組織図、組織規程 ・ 業務分担票 ・ 業務日誌等
	(2) 管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に基準条例「第2章第4節 運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	基準条例第31条第2項 解釈通知第3の1の4の(20)	
	(3) 計画作成責任者は、事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行っているか。	基準条例第31条第3項 解釈通知第3の1の4の(20)	
24 運営規程	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下において「運営規程」という。）を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容（人員基準を満たす範囲で「〇人以上」と記載することも差し支えない。） ③営業日及び営業時間（営業時間は365日と、営業時間は24時間と記載すること。） ④指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤通常の事業の実施地域（客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。） ⑥緊急時における対応方法 ⑦合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑧虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨その他運営に関する重要事項</p>	基準条例第32条 解釈通知第3の1の4の(21)	・ 運営規程 ・ 重要事項説明書

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
25 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することができるよう、事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めているか。</p>	基準条例第33条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・運営規程 ・重要事項説明書 ・雇用の形態(常勤・非常勤がわかる文書) ・勤務表 ・勤務実績表
	<p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、各職種との兼務関係等を明確にしているか。</p>	解釈通知第3の一の4の(22)の①	
	<p>(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業員によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しているか。 ※当該事業所の従業員とは、雇用契約、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業員を指すものである。 ※訪問看護サービスに従事する看護師等又は社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき同法施行規則(昭和61年厚生省令第49号)第1条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については、労働者派遣法に基づく派遣労働者(同法に規定する紹介予定派遣又は同法第40条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合を除く。)であってはならない。</p>	基準条例第33条第2項 解釈通知第3の一の4の(22)の②	
	<p>(4) (3)にかかわらず、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待でき、利用者の処遇に支障がないときは、事業の一部を当該他の事業所の従業員に委託することができる。この場合、以下について遵守されているか。 ※「事業の一部」の範囲については区長が判断することとなるが、同一時間帯において、全利用者に対する定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスの全てを委託することはできない。 ※事業の一部委託に当たっては契約に基づくこととし、委託料、利用者情報の取扱い方法、委託するサービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在、緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行うこと。</p>	解釈通知第3の一の4の(22)の③	
	<p>(5) (4)にかかわらず、随時対応サービスについては、区長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又は家族等からの通報を受けることができる。この場合、以下について遵守しているか。 ※別法人の事業所間の場合、契約に基づくこととし、委託料、利用者情報の取扱い方法、随時訪問サービスの具体的な実施方法、事故発生時等の責任の所在、緊急時等の対応方法等について定めるとともに、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行うこと。 ※随時対応サービスを行わない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、当該時間帯における定期巡回サービス、随時訪問サービス及び訪問看護サービスについては実施しなければならないこと。</p>	基準条例第33条第3項 解釈通知第3の一の4の(22)の④	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>(6) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者の資質向上のため研修の機会を確保しているか。</p>	<p>基準条例第33条第4項 解釈通知第3の一の4の(22) の⑤</p>	<p>・ 研修計画、実施記録</p>
	<p>(7) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ※セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。</p> <p>①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>②相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。</p>	<p>基準条例第33条第5項 解釈通知第3の一の4の(22) の⑥ 平成18年10月11日厚告第615号 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」 令和2年1月15日厚告第5号「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」</p>	<p>・ 事業者におけるハラスメント防止の方針 ・ 被害防止のためのマニュアル ・ 研修計画、実施記録</p>
	<p>(8) 利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントを防止するため、次に掲げる措置を講じるよう努めているか。</p> <p>①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ②被害者への配慮のための取組 メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等 ③被害防止のための取組 マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組</p>	<p>厚生労働省HP「介護現場におけるハラスメント対策」</p>	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
26 業務継続計画の策定等	<p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>①感染症に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ・初動対応 ・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） <p>②災害に係る業務継続計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ・他施設及び地域との連携 <p>※感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 ※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針についてはそれぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。</p>	基準条例第33条の2第1項 解釈通知第3の一の4の(23)の①、② 令和2年12月14日老高発1214第1号、老認発1214第1号、老老発1214第1号「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」（令和6年3月改訂）	・業務継続計画 ・研修計画、実施記録 ・訓練（シミュレーション）の記録
	<p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。</p> <p>研修においては、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p>	基準条例第33条の2第2項 解釈通知第3の一の4の(23)の①、③、④	
	<p>(3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	基準条例第33条の2第3項	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
27 衛生管理等	<p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染予防の備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ※他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図っているか。 ※感染対策担当者を決めておくこと。(身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者、安全対策担当者、虐待防止担当者との兼務は差し支えない。) ※テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 ※他の会議体と一体的に設置・運営することができる。</p> <p>(4) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ・平常時の対策(事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等) ・発生時の対応(発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、区など関係機関との連携、区との連携及び報告等) ・事業所内及び関係機関との連絡体制の整備</p> <p>(5) (4)の指針に基づいた研修及び訓練(シミュレーション)を、いずれも年1回以上実施しているか。 ※新規採用時は研修を実施することが望ましい。 ※研修の内容について記録すること。</p>	<p>基準条例第34条第1項 解釈通知第3の一の4の(24)の①</p> <p>基準条例第34条第2項 解釈通知第3の一の4の(24)の①</p> <p>基準条例第34条第3項 解釈通知第3の一の4の(24)の② 令和5年9月25日厚生労働省事務連絡「介護現場における感染対策の手引き(第3版)等について」</p>	<p>・衛生管理マニュアル ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策検討委員会の記録 ・研修計画、実施記録 ・感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施記録</p>
28 掲示	<p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ※重要事項を記載したファイル等を、利用者等が自由に閲覧可能な形で事業所に備え付ける方法や、電磁的記録による掲示に代えることができる。</p> <p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 ※介護サービス情報公表制度の対象外の事業所は、重要事項を記載したファイルの備え付けや、電磁的記録による掲示に代えることができる。</p>	<p>基準条例第35条第1項、第2項 解釈通知第3の一の4の(25)</p> <p>基準条例第35条第3項 解釈通知第3の一の4の(25)①</p>	<p>・掲示物 ・重要事項を記載したファイル等</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
29 秘密保持等	(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	基準条例第36条第1項 解釈通知第3の一の4の(26)の①	・従業者の秘密保持誓約書 ・個人情報使用同意書(利用者、家族)
	(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	基準条例第36条第2項 解釈通知第3の一の4の(26)の②	
	(3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	基準条例第36条第3項 解釈通知第3の一の4の(26)の③	
30 広告	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	基準条例第37条	・パンフレット/チラシ ・ホームページ
31 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	基準条例第38条 解釈通知第3の一の4の(27)	
32 苦情処理	(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載しているか。	基準条例第39条第1項 解釈通知第3の一の4の(28)の①	・重要事項説明書 ・運営記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情に係る指導等に関する記録 ・区への報告記録 ・国保連への報告記録
	(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	基準条例第39条第2項 解釈通知第3の一の4の(28)の②	
	(3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	解釈通知第3の一の4の(28)の②	
	(4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力し、区から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準条例第39条第3項 解釈通知第3の一の4の(28)の③	
	(5) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、区からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を区に報告しているか。	基準条例第39条第4項	
	(6) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準条例第39条第5項	
	(7) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	基準条例第39条第6項	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
33 地域との連携等	<p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、概ね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対してサービスの提供状況等を報告し評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 ※複数の事業所による合同開催は、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議の開催回数の半数を超えないこと。</p> <p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、1年に1回以上、事業所が提供するサービスについて自己評価を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において外部評価を行っているか。 ※外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独開催を行うこと。</p> <p>(3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。</p> <p>(4) 提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して、区等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>(5) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、基準条例第11条の正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービスの提供を行っているか。</p>	<p>基準条例第40条第1項 解釈通知第3の一の4の(29)の①、② 平成27年3月27日老振発0327第4号・老老発0327第1号「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」</p> <p>基準条例第40条第2項 解釈通知第3の一の4の(29)の③</p> <p>基準条例第40条第3項 解釈通知第3の一の4の(29)の④</p> <p>基準条例第40条第4項 解釈通知第3の一の4の(29)の⑤</p>	<p>・介護・医療連携推進会議の記録 ・自己評価の結果 ・外部評価の結果</p>
34 事故発生時の対応	<p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う等、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び処置について記録しているか。</p> <p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。</p> <p>(3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>(4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>基準条例第41条第1項・第2項 解釈通知第3の一の4の(30)</p> <p>基準条例第41条第1項・第2項 解釈通知第3の一の4の(30)の①</p> <p>基準条例第41条第3項 解釈通知第3の一の4の(30)の②</p> <p>解釈通知第3の一の4の(30)の③</p>	<p>・事故対応マニュアル ・区、家族、介護支援専門員等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
35 虐待の防止	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催し、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ②虐待の防止のための指針の整備に関すること ③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ④虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ⑤従業者が虐待等を把握した場合に、区市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ⑦前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ※管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。 ※事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ※虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 ※他の会議体と一体的に設置・運営することができる。 ※他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>(2) 虐待の防止のための指針を次の項目を盛り込んで整備しているか。</p> <p>①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項 ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>(3) (2)の指針に基づいた研修を年1回以上実施しているか。 ※新規採用時は必ず研修を実施すること。 ※研修の内容について記録すること。</p> <p>(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※(1)の委員会の責任者と同一の従業者が望ましい。 ※身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者、感染対策担当者、安全対策担当者との兼務は差し支えない。</p>	<p>基準条例第3条第3項 基準条例第41条の2 解釈通知第3の一の4の(31) 平成17年法律第124号「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」</p>	<p>・虐待の防止のための指針 ・虐待の防止のための対策検討委員会の記録 ・研修計画、実施記録</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
36 会計の区分	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	基準条例第42条 解釈通知第3の一の4の(32) 平13老振発第18号	・会計関係書類
37 記録の整備	<p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>①定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ②第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③(連携型を除く)第26条第2項に規定する主事の医師による指示書 ④(連携型を除く)第27条第10項に規定する訪問看護報告書 ⑤第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑥第29条の規定による区への通知に係る記録 ⑦第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑧第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ※「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約の終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。)により一連のサービス提供が終了した日とする。</p>	<p>基準条例第43条第1項</p> <p>基準条例第43条第2項 解釈通知第3の一の4の(33)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員名簿 ・設備、備品台帳 ・会計関係書類 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・介護日誌 ・介護記録 ・指示書 ・訪問看護報告書 ・身体的拘束等に係る記録 ・区への通知に係る記録 ・苦情に関する記録 ・事故に関する記録
<p>第5 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例</p> <p>1 適用除外</p>	<p>(1) 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、訪問看護サービスを行う看護師等の人員配置、指定訪問看護と同一事業所で一体的に運営する場合を除き、人員基準を満たしているか。</p> <p>(2) 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、主治の医師との関係、主治医の指示等を踏まえた定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画への記載、常勤看護師等以外が計画作成責任者である際の対応、及び訪問看護サービスにあたっての訪問看護報告書の作成、常勤看護師等が行う指導管理、医療機関がが当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合の訪問看護報告書の作成の準用、一部の記録の整備を除き、運営基準を満たしているか。</p>	<p>基準条例第44条第1項 解釈通知第3の一の5の(1)</p> <p>基準条例第44条第2項 解釈通知第3の一の5の(1)</p>	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
2 指定訪問看護事業者との連携	<p>(1) 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しているか。</p> <p>(2) 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が選定した、指定訪問看護事業所からのサービス提供を受けることを利用者が選択しない場合は、当該利用者が選択した指定訪問看護事業所と連携しているか。</p> <p>(3) 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携指定訪問看護事業者との契約に基づき、当該連携訪問看護事業者から、以下に掲げる事項について必要な協力を得ているか。 ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっての看護職員によるアセスメント及びモニタリングの実施 ②随時対応サービスの提供に当たって、看護職員による対応が必要と判断された場合に確実に連絡が可能な体制確保 ③介護・医療連携推進会議への参加 ④その他必要な指導及び助言</p>	<p>基準条例第45条第1項</p> <p>解釈通知第3の一の5の(2)の①</p> <p>基準条例第45条第2項 解釈通知第3の一の5の(2)の②</p>	<p>・連携契約書 ・利用者に関する記録 ・介護・医療連携推進会議に係る記録 ・連絡体制に関する書類</p>
第6 電磁的記録及び電磁的方法	<p>電磁的記録により行う場合や電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。</p> <p>①電磁的記録について 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。</p> <p>②電磁的方法について 利用者及びその家族等（以下「利用者等」。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法によることができる。</p>	<p>基準条例第204条 解釈通知第5 留意事項通知第2の1の(13) 平成29年4月14日個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 令和5年5月31日産情発0531第1号「「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」の策定について」</p>	
第7 変更の届出等	<p>(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。</p> <p>(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を区長に届け出ているか。</p>	<p>法第78条の5第1項 法施行規則第131条の13第1項から第3項まで</p> <p>法第78条の5第2項 法施行規則第131条の13第4項</p>	<p>・届出書類の控</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
<p>第8 介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本的事項</p>	<p>(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に要する費用の額は、平成18年厚生省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、に事前に届出を行った場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、(1)の別表に定める単位数を乗じて算定しているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数がある時は、その端数金額は切捨てて計算しているか。</p>	<p>法第42条の2 平18厚告126号の一 老企第41号</p> <p>平18厚告126号の二</p> <p>平18厚告126号の三</p>	<p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・介護給付管理表 ・介護給付費請求書 ・介護給付明細書 ・サービス提供票・別表</p>
<p>2 基本単位の算定</p>	<p>(1) 月の途中からの利用開始又は月途中での利用終了の場合には、所定単位数を日割り計算して得た単位数を算定しているか。(夜間にのみ行うものを除く)</p> <p>(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定している間は、当該利用者に係る、他の訪問サービスのうち、訪問介護費(通院等乗降介助に係るものを除く。)、訪問看護費(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用している場合を除く。)及び夜間対応型訪問介護費は算定していないか。 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用開始初日の当該利用開始時以前に提供されたサービス及び利用終了日の当該利用終了時以後に提供されたサービスに係る訪問介護費等は算定できない。</p> <p>(3) 一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が訪問看護サービスを行わない場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 ※連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間にのみ行うものを除く</p> <p>(4) 一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。)に対して訪問看護サービスを行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) (4)について、准看護師が訪問看護サービスを行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定しているか。 ※居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問する場合も同様。</p> <p>(6) 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が利用者に対し連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	<p>留意事項通知第2の2(1)</p> <p>留意事項通知第2の2(1)</p> <p>平18厚告126号の別表の1のイ(1)の注1</p> <p>平18厚告126号の別表の1のイ(2)の注2 留意事項通知第2の2(3)①から④まで 利用者等告示・三十二</p> <p>平18厚告126号の別表の1のイ(2)の注2 留意事項通知第2の2(3)⑤</p> <p>平18厚告126号の別表の1の口の注3</p>	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等						
	<p>(7) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が利用者に対し指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(夜間にのみ行うものに限る)を行った場合に、基本夜間訪問サービス費については1月につき、定期巡回サービス費又は随時訪問サービス費については1回につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>※利用者がケアコール端末を有していること。</p> <p>※提供する時間帯は、22時から6時までの時間を最低限含み、8時から18時までの時間帯を含むことは認められない。</p>	<p>平18厚告126号の別表の1のハの注4 留意事項通知第2の2(4)</p>							
<p>3 高齢者虐待防止措置未実施減算</p>	<p>(8) 利用者が一の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている間にもかかわらず、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所以外の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合の報酬を算定していないか。</p>	<p>平18厚告126号の別表の1のイ・ロの注17</p>							
	<p>(1) 以下に該当する場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>①虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上に開催して、その結果について、従業者に周知徹底を図っていない。</p> <p>②虐待の防止のための指針を整備していない。</p> <p>③②の指針に基づいた研修を年1回以上実施していない。</p> <p>④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いていない。</p>	<p>平18厚告126号の別表の1のイ・ロ・ハの注5 留意事項通知第2の2(5) 大臣基準告示・四十四の六</p>	<p>・虐待の防止のための指針 ・虐待の防止のための対策検討委員会の記録 ・研修計画、実施記録</p>						
	<p>(2) (1)に該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を区長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を区長に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数を減算しているか。</p>	<p>留意事項通知第2の2(5)</p>	<p>・介護給付費明細書</p>						
<p>4 業務継続計画未策定減算</p>	<p>(1) 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平18厚告126号の別表の1のイ・ロ・ハの注6 留意事項通知第2の2(6) 大臣基準告示・四十四の七</p>	<p>・業務継続計画</p>						
	<p>(2) (1)に該当する事実が生じた場合、事実が生じた月の翌月(基準を満たさない事実が生じた日が初日である場合は当該月)から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数を減算しているか。</p> <table border="1" data-bbox="398 1177 1391 1286"> <thead> <tr> <th>事業所開設年月日</th> <th>減算基準月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年3月31日以前</td> <td>令和7年4月</td> </tr> <tr> <td>令和6年4月1日以降</td> <td>事実が生じた(事業所が開設した)月の翌月 ※基準を満たさない事実が生じた日が初日である場合は当該月</td> </tr> </tbody> </table>	事業所開設年月日	減算基準月	令和6年3月31日以前	令和7年4月	令和6年4月1日以降	事実が生じた(事業所が開設した)月の翌月 ※基準を満たさない事実が生じた日が初日である場合は当該月	<p>留意事項通知第2の2(6)</p>	<p>・介護給付費明細書</p>
事業所開設年月日	減算基準月								
令和6年3月31日以前	令和7年4月								
令和6年4月1日以降	事実が生じた(事業所が開設した)月の翌月 ※基準を満たさない事実が生じた日が初日である場合は当該月								

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
5 通所系サービスを利用した場合の取扱い	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護を受けている利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(夜間にのみ行う場合を除く)を行った場合は、通所介護等を利用した日数に、利用者の要介護状態区分、2(3)(4)(6)のサービスに応じて1日当たり所定の単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算しているか。	平18厚告126号の別表の1のイ・ロの注7 留意事項通知第2の2(2)①	・居宅サービス計画書 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書
6 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは同一の建物に居住する利用者に対する取扱い	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物(以下、「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき600単位を所定単位数から減算(夜間にのみ行うものは、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定)し、1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、1月につき900単位を所定単位数から減算(夜間にのみ行った場合は、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定)しているか。	平18厚告126号の別表の1のイ・ロ・ハの注8 留意事項通知第2の2(7)	・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・利用者に関する記録
7 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い	一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護サービスを利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。)が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を行った場合は、当該指示の日から14日間を限度として医療保険の給付対象となるため、2(3)に掲げる所定単位数を算定しているか。	平18厚告126号の別表の1のイ(2)の注15 留意事項通知第2の2(14)	・主治の医師の特別な指示に関する記録 ・訪問看護サービス記録 ・サービス提供票・別表
8 短期入所系サービスを利用した場合の取扱い	利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護(短期利用)、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護、若しくは看護小規模多機能型居宅介護(短期利用)を受けている間は、当該月の日数から、当該月の短期入所系サービスの利用日数(退所日を除く。)を減じて得た日数に、2(3)(4)(6)(7)のサービスの日割り単価を乗じて得た単位数を、当該月の所定単位数としているか。	平18厚告126号の別表の1のイ・ロ・ハの注16 留意事項通知第2の2(2)②	・居宅サービス計画書 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
<p>9 緊急時訪問看護加算</p>	<p>次の基準に適合しているものとして区長に届け出た一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）には、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できない。</p> <p>(1) 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）：325単位</p> <p>①利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。</p> <p>②緊急訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。</p> <p>※緊急時訪問看護加算（Ⅰ）を算定する場合は、次のア又はイを含むいずれか2項目以上を満たすこと。</p> <p>ア 夜間対応した翌日の勤務間隔の確保</p> <p>イ 夜間対応に係る勤務の連続回数が2連続（2回）まで</p> <p>ウ 夜間対応後の暦日の休日確保</p> <p>エ 夜間勤務のニーズを踏まえた勤務体制の工夫</p> <p>オ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減</p> <p>カ 電話等による連絡及び相談する者に対する支援体制の確保</p> <p>(2) 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）：315単位</p> <p>緊急時訪問看護加算（Ⅰ）の基準の①に該当するものであること。</p> <p>※訪問看護サービスを受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得ていること。</p> <p>※介護保険による訪問看護サービスを行った日の属する月の所定単位数に加算する。</p> <p>※この加算を請求した月は、訪問看護における緊急時訪問看護加算及び看護小規模多機能型居宅介護における緊急時対応加算や、医療保険による訪問看護における24時間対応体制加算は算定できない。</p> <p>※この加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できるため、利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認すること。</p>	<p>平18厚告126号の別表の1のイ(2)の注12</p> <p>留意事項通知第2の2(11)</p> <p>大臣基準告示・四十四の八</p>	<p>・加算算定の説明・同意の記録</p> <p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書</p> <p>・訪問看護サービス記録</p> <p>・勤務実績表/タイムカード</p> <p>・勤務体制一覧表</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
<p>10 特別管理加算</p>	<p>訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者に対して、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、特別管理加算として、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>①特別管理加算（Ⅰ）：500単位（Ⅰの状態の利用者） ②特別管理加算（Ⅱ）：250単位（Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ又はⅤの状態の利用者）</p> <p>イ 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態</p> <p>ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</p> <p>ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態</p> <p>ニ 真皮を越える褥瘡の状態（NPUAP（National Pressure Ulcer of Advisory Panel）分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESGN分類（日本褥瘡学会によるもの）D3、D4若しくはD5に該当する状態をいう） ※1週間に1回以上、褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケアについて訪問看護サービス記録書に記録すること。</p> <p>ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態（主治の医師が点滴注射を週3日以上行うことが必要である旨の指示を事業所に行った場合であって、且つ当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態をいう） ※点滴注射が終了した場合その他必要が認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、訪問看護サービス記録書に点滴注射の実施内容を記録すること。</p> <p>※介護保険による訪問看護サービスを行った日の属する月に算定する。 ※この加算を請求した月は、訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護における特別管理加算や、医療保険による訪問看護における特別管理加算は算定できない。 ※この加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。 ※訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行うこと。</p>	<p>平18厚告126号の別表1イ（2）の注13 留意事項通知第2の2（12） 利用者等告示・三十三、三十四</p>	<p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・訪問看護サービス記録</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
11 ターミナルケア加算	<p>在宅で死亡した利用者について、次に掲げる基準に適合しているものとして区長に届け出た一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に訪問看護を行っている場合にあっては、1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）は、ターミナルケア加算として、当該利用者の死亡月につき2,500単位を所定単位に加算しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 24時間連絡体制を確保し、必要に応じて訪問看護を行うことができる体制を整備していること。 ロ 主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に説明し、同意を得ていること。 ハ ターミナルケアを提供した際の利用者の身体状況の変化など必要事項が適切に記録されていること。 <p>※厚生労働大臣が定める疾病</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 ロ 急性憎悪その他該当利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態 <p>※この加算は、利用者の死亡月に算定することとされているが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定すること。</p> <p>※この加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。</p> <p>※この加算を請求した月は、訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護におけるターミナルケア加算や、医療保険による訪問看護における訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算は算定できない。</p> <p>※一の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険による訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定すること。この場合、他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できない。</p> <p>※ターミナルケアを提供した時は、次の事項を訪問看護サービス記録書に記録すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録 イ 療養や死別に関する利用者や家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過の記録 ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録 <p>なお、ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応すること。</p> <p>※ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定することができる。</p> <p>※ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めること。</p>	平18厚告126号の別表の1のイ(2)の注14 留意事項通知第2の2(13) 大臣基準告示・四十五 利用者等告示・三十五	<ul style="list-style-type: none"> ・加算算定の説明・同意の記録 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・訪問看護サービス記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
12 初期加算	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間のみ行うものを除く）の利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき30単位を加算しているか。</p> <p>※30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も算定できる。</p>	平18厚告126号の別表の1のニ	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書
13 退院時共同指導加算	<p>病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供することをいう。以下同じ。）を行った後、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り、600単位を加算しているか。</p> <p>※テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその看護に当たる者の同意を得ること。</p> <p>※特別な管理を必要とする利用者（厚生労働大臣が定める状態の者）とは、特別管理加算の対象となる利用者にあたるものをいう。</p> <p>※当該加算の算定は、初回の訪問看護サービスを実施した日の属する月に算定する。なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定できる。</p> <p>※2回の当該加算の算定が可能である利用者（上記の厚生労働大臣が定める状態の者）に対して複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は訪問看護ステーションが退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可能。</p> <p>※複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等における退院時共同指導の実施の有無について確認すること。</p> <p>※退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に訪問看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できない。（上記2回の加算算定が可能である利用者に対し別事業者が1回ずつの算定を行う場合を除く）</p> <p>※退院時共同指導を行った場合は、その内容を訪問看護サービス記録書に記録すること。</p>	平18厚告126号の別表の1のホ 留意事項通知第2の2（15） 利用者等告示・三十三	・加算算定の説明・同意の記録 ・訪問看護サービス記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
<p>14 総合マネジメント体制強化加算</p>	<p>次の基準に適合しているものとして区長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間にのみに行うものを除く）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できない。</p> <p>(1) 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）：1,200単位</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護計画の見直しを行っていること。 ②地域の病院の退院支援部門、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること。 ③日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。 ④地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。 ⑤次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所、児童相談施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。 ・地域住民等、指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。 ・区が実施する通いの場、在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等において、介護予防に資する取組、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護以外のサービス事業所や医療機関との連携等を行っていること。 ・居住支援法人の指定を受け、地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること。 <p>(2) 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）：800単位 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）の基準の①及び②に適合すること。</p>	<p>平18厚告126号の別表の1のへ留意事項通知第2の2（16） 大臣基準告示・四十六</p>	<p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・関連施設への情報提供の記録 ・支援、交流、研修会、連携に関する記録</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
<p>15 生活機能向上連携加算</p>	<p>生活機能向上連携加算（Ⅰ） (1) 計画作成責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言（ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いた助言も可）に基づき、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間にのみ行うものを除く）を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に、100単位を加算しているか。</p>	<p>平18厚告126号の別表の1のトの注1 留意事項通知第2の2(17)②</p>	<p>・生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・サービス提供記録</p>
	<p>(2) 利用者の急性増悪等により定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直した場合を除き、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定していないか。</p>		
	<p>(3) 3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告しているか。</p>		
	<p>生活機能向上連携加算（Ⅱ） (1) 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士とカンファレンス及び利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間にのみ行うものを除く）を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき200単位を加算しているか。ただし、加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。 ※カンファレンスはテレビ電話装置等を活用して行うことができる。 ※カンファレンスはサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で、計画作成責任者及び理学療法士等により実施されるもので差し支えない。</p> <p>(2) 3月を超えて本加算を算定しようとする場合は、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の再度の評価に基づき定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直しているか。</p> <p>(3) 本加算を算定する期間中、各月における目標の達成度合いにつき利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得ているか。</p>	<p>平18厚告126号の別表の1のトの注2 留意事項通知第2の2(17)①</p>	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
16 認知症専門ケア加算	<p>次の基準に適合しているものとして区長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、専門的認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき（夜間のみに行うものは、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1日につき）次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できない。</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ）：90単位／月（夜間のみ行うものは3単位／日）</p> <p>①事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を要する認知症の者（日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者）の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>②認知症介護に係る専門的な研修（「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修）を修了している者を、①の対象者の数が20未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>③当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に行っていること。（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。） ※実施に当たっては、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。</p> <p>(2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）：120単位／月（夜間のみ行うものは4単位／日）</p> <p>①認知症専門ケア加算（Ⅰ）の基準の②及び③に適合すること。</p> <p>②事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者の占める割合が100分の20以上であること）。</p> <p>③認知症介護の指導に係る専門的な研修（「認知症介護指導者養成研修」及び認知症看護に係る適切な研修）を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>④当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の割合が2分の1以上、又はⅢ以上の割合が100分の20以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数の平均で算定すること。 また、直近3月間の割合についても毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合には、直ちに所定の届出を提出すること。</p>	<p>平18厚告126号の別表の1の子留意事項通知第2の2（18） 大臣基準告示・三の四利用者等告示・三十五の二 平成18年3月31日老発第0331010号「認知症介護実践者等養成事業の実施について」 平成18年3月31日老計第0331007号「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」</p>	<p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書 ・事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上、Ⅲ以上（加算（Ⅱ））の割合を算定した記録 ・認知症介護に係る専門的な研修修了証 ・認知症介護の指導に係る専門的な研修修了証（（Ⅱ）のみ） ・研修計画、実施記録（（Ⅱ）のみ）</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
17 口腔連携強化加算	<p>次の基準に適合しているものとして区長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、1月に1回に限り、50単位を加算しているか。(夜間のみ行うものを除く)</p> <p>①指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の歯科訪問診察料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。</p> <p>※口腔の健康状態の評価 開口の状態、歯の汚れの有無、舌の汚れの有無、歯肉の腫れ・出血の有無、左右両方の奥歯のかみ合わせの状態、むせの有無、(ぶくぶくうがいの状態、食物のため込み・残留の有無)</p> <p>②次のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他サービスの事業所において、当該利用者について栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(加算(Ⅱ)を除く)を算定していること。 ・当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。 ・他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は他サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。 	<p>平18厚告126号の別表の1のり留意事項通知第2の2(19) 大臣基準告示・四十六の二 令和6年3月15日老高発0315第2号、老認発0315第2号、老老発0315第2号「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」 令和6年3月日本歯科医学会「入院(所)中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」</p>	<p>・加算算定の説明・同意の記録 ・口腔連携強化に係る口腔の健康状態の評価及び情報提供書</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
18 サービス提供体制強化加算	<p>次の基準に適合しているものとして区長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対しサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月(夜間にのみ行うものは、定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1日につき)につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できない。</p> <p>(1) 共通基準</p> <p>①全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修(外部研修を含む)を実施又は実施を予定していること。</p> <p>②利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議をおおむね1月に1回以上開催していること。(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)</p> <p>③全ての従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ):750単位/月(夜間にのみ行うものは22単位/日) 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60/100以上、又は勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25/100以上であること。</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ):640単位/月(夜間にのみ行うものは18単位/日) 事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40/100以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が60/100以上であること。</p> <p>(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ):350単位/月(夜間にのみ行うものは6単位/日) 次のいずれかに適合すること。</p> <p>①事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が30/100以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が50/100以上であること。</p> <p>②事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が60/100以上であること。</p> <p>③事業所の看護・介護職員の総数のうち、勤続年数7年以上の割合が30/100以上であること。</p> <p>※同一法人等(法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を複数法人で一体的に行っている場合も含む。)の異なるサービスの事業所の勤続年数や職種(直接処遇のみ)の勤続年数は通算することができる。</p> <p>※事業所の合併、または別法人による事業承継などであっても、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合も勤続年数に通算することができる。</p>	<p>平18厚告126号の別表の1の又留意事項通知第2の2(20) 大臣基準告示・四十七</p>	<p>・勤務体制一覧表 ・従業者の資格証 ・従業者の個別研修計画 ・事業所での情報伝達、技術指導等の会議記録 ・従業者の健康診断実施記録 ・常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均の記録 ※前年度実績が6月未満の場合、届出日の属する月の前3月で算出</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
<p>19 介護職員等処遇改善加算</p>	<p>次の基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 介護職員等処遇改善加算（I）：介護報酬総単位数の24.5%に相当する単位数</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>①仮に介護職員等処遇改善加算（IV）を算定した場合の見込額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。</p> <p>②経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではないこと。（旧介護職員等ベースアップ等支援加算又は新加算（V）（2）、（4）、（7）、（9）若しくは（13）を算定していた事業所については適用しない。）</p> <p>(2) (1)の計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、区に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について区に届け出ること。</p> <p>(4) 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を区に報告すること。</p> <p>(5) 前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>	<p>平18厚告126号の別表の1のル 留意事項通知第2の2(21) 大臣基準告示・四十八 令和7年2月7日老発0207第5号 「介護職員等処遇改善加算に 関する基本的考え方並びに事 務処理手順及び様式例の提示 について（令和7年度分）」</p>	<p>・ 処遇改善計画書 ・ 実績報告書</p>

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	<p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(令和7年度は賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、要件を満たしたことで差し支えない。)</p> <p>①介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>②①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>③介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>④③について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>⑤介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>⑥⑤について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。(①～⑤の区分ごとに2以上、⑥の区分は3以上(一部は必須)の取組を行うこと。)</p> <p>①入職促進に向けた取組 ②資質の向上やキャリアアップに向けた支援 ③両立支援、多様な働き方の推進 ④腰痛を含む心身の健康管理 ⑤やりがい、働きがいの醸成 ⑥生産性向上のための業務改善の取組 (令和7年度は介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は適用を猶予)</p> <p>(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。</p> <p>ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ):介護報酬総単位数の22.4%に相当する単位数イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ):介護報酬総単位数の18.2%に相当する単位数イ(1)①及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ※(8)の処遇改善の内容は、①～⑤の区分ごとに1以上、⑥の区分は2以上の取組を行うこと。</p> <p>ニ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ):介護報酬総単位数の14.5%に相当する単位数イ(1)①、(2)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ※(8)の処遇改善の内容は、①～⑤の区分ごとに1以上、⑥の区分は2以上の取組を行うこと。</p>	<p>平18厚告126号の別表の1のル 留意事項通知第2の2(21) 大臣基準告示・四十八 令和7年2月7日老発0207第5号 「介護職員等処遇改善加算に 関する基本的考え方並びに事 務処理手順及び様式例の提示 について(令和7年度分)」</p>	<p>・処遇改善計画書 ・実績報告書</p>